

# 大井社労士事務所便り

賃上げ支援キャラバンが始まります！  
～経済産業省・中小企業庁



## ◆中小企業の賃上げの動向

中小企業の賃上げは、人手不足や最低賃金額の引上げ等に伴い、2024～2025年にかけて約30年ぶりの高水準となり、賃上げ率は平均4～4.5%台で推移しています（中小企業庁）。しかし、収益力の弱さから、賃上げ余力が乏しい企業は一定数存在します。また、地方格差・業種格差も課題となっています。

そこで、経済産業省・中小企業庁は、中小企業・小規模事業者が持続的に賃上げを実施しやすいよう、全国9ブロックで賃上げ支援キャラバンを開催する予定です。

## ◆賃上げ支援キャラバンとは

最新の支援策や各種ツールの紹介、補助金・助成金の活用方法等の説明と、専門家による個別相談が受けられます。関東（1/15・さいたま）、北海道（1/19・札幌）、中部（1/22・愛知・岐阜・三重・富山・石川の5会場）、近畿（1/23・大阪）、四国（1/26・高松）、東北（1/27・仙台）、中国（1/28・広島）、沖縄（1/29・沖縄）、九州（1/30・福岡）、以上9ブロックで約2時間、無料の説明&相談会が開かれます。各ブロックの定員は、100名程度です。

中小企業庁では、2025年に「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設し、各種補助金・助成金、税制優遇といった国の支援制度に加え、相談窓口も設置して、各企業にあった支援策が見つかるよう力を入れています。

そろそろ本気で賃上げに向き合わなければいけない時期に来ているのかもしれない。

【中小企業庁「賃上げ支援キャラバン 詳細・申込」】  
<https://www.chusho.meti.go.jp/chingin/2025/251215.html>

【中小企業庁「賃上げ支援キャラバンパンフレット」】  
<https://mirasapo-plus.go.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/12/16154932/20251215003-1.pdf>

## 子ども・子育て支援金の徴収が始まります

### ◆子ども・子育て支援金とは？

国の「こども未来戦略『加速化プラン』」で定められた子育て支援の拡充にかかる費用に充てるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により創設されるものです。

高齢者を含むすべての世代の人が、公的医療保険の保険料とあわせて徴収され、会社員は令和8年4月分から徴収が始まります。

### ◆どのような支援に活用されるの？

2025年4月からの雇用保険の「出生後休業支援給付」「育児時短就業給付」は、子ども・子育て支援金を活用した子育て支援策として、既に実施されています。また、児童手当の拡充や親の就労の有無にかかわらず保育園に通いやすくする「こども誰でも通園制度」の給付なども、同様です。

### ◆負担額はどれくらい？

子ども家庭庁が12月26日に公表した年収別推計によれば、協会けんぽ・組合健保の被保険者一人当たりの月額負担は次のように示されています。ただし、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない、とされています。

- ・ 200 万円 : 192 円
- ・ 400 万円 : 384 円
- ・ 600 万円 : 575 円
- ・ 800 万円 : 767 円
- ・ 1,000 万円 : 959 円

#### ◆給与計算への影響は？

上記のとおり、会社員は令和8年5月に納付する令和8年4月分の保険料から徴収が始まりますので、あらかじめ従業員に周知しておくといでしょう。

なお、育児期間中は医療保険料や厚生年金保険料と同様に、支援金も免除されます。

【こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>

【厚生労働省「令和6年雇用保険制度の改正内容について（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40723.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html)

### 不妊治療の公的サポート拡充

2026年4月から、1時間以上かけて不妊治療に通う場合の交通費が助成対象となる見込みです。

近年、子育て支援だけでなく、不妊治療への支援制度を導入する企業が増加しています。従業員のワークライフバランスに係る支援は、雇用満足度や定着率の向上につながる注目度の高い施策です。福利厚生などの制度導入と共に、国の支援事業活用も案内することで、充足した両立支援を目指しましょう。

#### ◆概要

こども家庭庁が、妊産婦等が適切な医療や保健サービスを居住地にかかわらず受けられるよう、経済的負担の軽減を図ることを目的として始まった、妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業における交通費の助成対象を拡充しました。

具体的には、各市町村の判断により①妊婦健診、②出産、③産婦健診、④産後ケア、⑤乳幼児健診、⑥不妊治療についての6項目から適宜選択して実施されます。自宅から最寄りの分娩取扱施設等までおよそ60分以上要する場合に、公共交通機関や自家用車を利用して移動した際の交通費の8割が補助されます(③～⑥が本年より新たに追加される項目)。

#### ◆その他の関連支援事業

不妊治療・不育症等ネットワーク(カウンセラーによる相談支援や里親・特別養子縁組制度の紹介、ピアサポートなど)や、不妊治療および女性の健康課題対

応両立支援を実施している事業者向けの助成金の活用も併せて検討しましょう。

従業員が不妊治療等により雇用形態の変更や退職などに踏み切る必要のないよう、職場環境を整備しましょう。

【こども家庭庁「令和8年度母子保健対策関係予算の概要」】

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/7ca4aa46/20250930_policies_boshihoken_162.pdf)

[3a22ddac09d8/7ca4aa46/20250930\\_policies\\_boshihoken\\_162.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/7ca4aa46/20250930_policies_boshihoken_162.pdf)

### 2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。